

日本のひなた宮崎国スポ小林市環境衛生対策実施要領

1 趣旨

この要領は、「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会小林市環境衛生対策要項」に基づき、「日本のひなた宮崎国スポ」（以下「大会」という。）における環境衛生対策の実施について、必要な事項を定める。

2 競技会場等の環境美化

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ小林市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、関係機関・団体等と連携するとともに、民間団体・地域住民等の協力を得て、次の業務を推進し、清潔な会場づくりに努める。

- (1) 競技会場等には、必要に応じて資源物等の分別ができるごみ分別容器等を適切な場所に配置する。
- (2) 競技会場等の廃棄物は、それぞれの会場に即した処理体制により適正に処理する。なお、分別収集を行い、資源物のリサイクルに努める。
- (3) 競技会場等の清掃は、規模に応じた作業班の編成等により効果的に実施する。
- (4) 競技会場等のトイレ（仮設を含む。）は、清掃、点検、し尿の汲取り等を定期的に行い、衛生的に管理する。
- (5) 救護所等において排出される、感染のおそれがある廃棄物については、適正に処理する。
- (6) 広報紙、看板等により競技会場等におけるごみの減量化・資源化、環境美化等の意識向上に努める。

3 道路、河川等の生活環境の美化

実行委員会は、関係機関・団体等と連携するとともに、民間団体・地域住民等の協力を得て、次の業務を推進し、競技会場等の周辺における道路、河川等の生活環境の美化に努める。

- (1) ごみの不法投棄の防止など、廃棄物の適正処理を推進するため、地域住民へ環境美化に努めるよう周知する。
- (2) 必要に応じて広報紙、看板等により、ごみの減量化・資源化、環境美化等の意識向上に努める。

4 宿舎の環境衛生対策

実行委員会は、選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者が宿泊

する宿舎を対象とした宿舎衛生に関する活動がある場合、関係機関、団体等に協力する。

5 飲料水の衛生対策

(1) 実行委員会は、関係機関が実施する、競技会場、練習会場及び宿舎へ飲料水を提供する水道事業者への監視・指導に協力する。

(2) 事故発生時の給水体制

実行委員会は、選手等が利用する施設の設置者及び水道事業者等と連携して、断減水時に対応するための給水体制の確立に努める。

6 動物の衛生管理

実行委員会は、必要に応じて関係機関・団体等と連携し、人の生命等に害を加えるおそれのある動物（特定動物）に関する届出が徹底されるよう努めるとともに、適正な飼養管理に向けた啓発に努める。

7 受動喫煙防止対策

会場の敷地内禁煙化に努めるため、第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会小林市環境衛生対策要項第3項(9)で規定する例外的に設置することができる指定喫煙所を除き、会場敷地内及び会場周辺における道路、駐車場及びその他公共の場所では喫煙しないように働きかける。

8 その他

(1) 競技別リハーサル大会における環境衛生対策についても、必要に応じてこの要領を準用する。

(2) この要領に定めるもののほか、環境衛生対策について必要な事項は、別に定める。